認定NPO法人

日本システム監査人協会報

2017年10月号
No 199

No.199（2017年10月号）<9月25日発行>

2017年会報11月号は

No.200号記念号となります。

投稿募集！

写真提供：高橋純一

巻頭言

会報200号&創立30周年に向けて

会員番号：1342　安部晃生（副会長）

会報も、今月号で199号、次回2017年11月号は200号となります。

1988年1月に発行された会報創刊号を読んでみますと、前年12月12日に開催された設立総会の様子が掲載されており、「システム監査の普及」と「システム監査人自らの資質の向上」に向けた当時の熱い思いが伝わってきます。それから30年、発行を重ねて200号を迎えるわけです。

会報は、当初は年数回の発行で、会員の皆様に郵送する形でしたが、2010年7月の第113号からは、会報の電子化、月次発行化がなされ、ここまで発行を重ねることができました。このように会報発行が30年間も続いたのは、会員の皆様の投稿等による支えや編集委員の方々のご苦労があったればこそであり、会報の投稿・編集等に関わられた皆様に、この場を借りて感謝申し上げます。

実は、印刷発行していた当時の会報は、協会で保管しておらず、その内容を調べるのは困難な状況にありました。しかし、当時の会報をお持ちの会員の方に寄贈いただくことができ、会報全号を揃えることができました。皆様にも会報全号をご覧いただけるよう公開作業中です。

これまでの会報を読み直してみますと、SAAJの活動実績やシステム監査の歩みを伝える貴重な記録となっていることを、改めて感じました。会報は、まさに“SAAJの財産”といえるでしょう。

次回会報（2017年11月号）では、「会報200号記念号」として、これまでの会報記事からSAAJ30年の歩みを振り返り、“SAAJの財産”の一端をご紹介したいと思います。

また、上述の設立総会から30年でもあり、SAAJ創立30周年を迎えることともなります。「創立30周年」に関わる協会の対応についても、今後の会報の中でお伝えしていきますので、これからも会報をご愛読いただくとともに、協会活動にご協力をお願いします。

以上

各行から Ctrl キー+クリックで
該当記事にジャンプできます。

<目次>

2017.9

めだか　【　システム監査とＩＴガバナンス – JIS Q 38500：2015　】

ガバナンスの世界標準である「G20／OECDコーポレート・ガバナンス原則」は、次の6原則であり、 その“OECD原則”で使われている「取締役会（board）」は、「監査委員会（supervisory board）」を意味し、「幹部経営陣（key executives）」は、「経営役員会（managing board）」を意味する。

1．有効なコーポレート・ガバナンスの枠組みの基礎の確保
2．株主の権利と公平な取扱い及び主要な持分機能
3．機関投資家、株式市場その他の仲介者（investment chain）
4．コーポレート・ガバナンスにおけるステークホルダーの役割
5．開示及び透明性
6．取締役会の責任

「情報技術 – ITガバナンス（JIS Q 38500：2015）」は、「上部のITガバナンス」と「基部の事業プロセス」間の相互の働きをモデル化したITガバナンス実施のための規格である。そのモデルを参照すると、「上部のITガバナンス」は、“OECD原則”での「取締役会（board）」もしくは「監査委員会（supervisory board）」に相当すると思われる。

ITガバナンス（Governance of IT）は、経営者が“OECD原則”などに従ってガバナンスを実施する場合に、ITに係る部分であると考えると、システム監査は、ITに係って、責任、戦略、調達、パフォーマンス、適合、人間行動の6原則が「上部のITガバナンス」と「基部の事業プロセス」及びその間で正常に働いているかをチェックする役割を担うと考えられる。

「情報技術 – ITガバナンス（JIS Q 38500：2015）」は、ISO38500ではシリーズで構成されている。「ISO38500_ITガバナンス」、「ISO38501_ITガバナンス導入ガイド」、「ISO38502_ITガバナンスフレームワークとモデル」、及び「ISO38504_ITガバナンス_原則基盤の標準ガイド」である。「ISO38503_ITガバナンスの評価」は、ITガバナンスを対象にしたアセスメントについてであり、新しく提案中である。

例えば、「ISO38501_ITガバナンス導入ガイド」は、1.2 目的(Purpose)に、“この技術仕様書は、ISO/IEC38500に準拠して、ITガバナンスの導入のために組織が実施すべき主要な活動を確認する。この仕様書はITガバナンスのための諸手配の設計および設営の指針として、組織の中の主要なステークホルダーの役割と責任を明確にして、ITガバナンスの設計に当たっての考慮点のサンプルと共に提示している。”としている。（空芯菜）

（このコラム文書は、投稿者の個人的な意見表明であり、ＳＡＡＪの見解ではありません。

<目次>

2017.9

めだか【中小企業のITスキルアップは、ITパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験で】

「大切なものは目には見えない・・・」と星の王子様は言った（サンテグジュペリ著）。

私は少年時代に海の向こうの外国のことは全く分からなかったので、どこでもパリのようなところばかりだと思っていた。

ベトナム戦争のニュースをテレビで見ても、地球上のことだと理解するのは難しかった。期待する世界像で理解していたのだ。大人になって、海外旅行や外国人とビジネスをすることで少年時代の幻想は消えていった。さらに、自分自身が何を知らない点はどこかをきちんと知ることになった。「大切なものが見えていない」ということを実感していったのである。

急激なITの大衆化の時代では、ITそのものも急激に変化しているので、システム監査人も知識吸収が遅れてしまうこともしばしば発生する。ましてや、専門家ではない人々にとっては、どんな知識を得るべきか、どうやってITを使いこなすべきかを知らないままに過ごしている人も多いのではなかろうか。

中小事業者も同様であろう。日本には数百万社の中小事業者がある。METIやIPAから良い規格やガイドラインが数多く提示されているし、システム管理基準・システム監査基準も自由に利用できる。しかし、これらを使いこなせる人材が事業者の中にいなければ役には立たない。その結果、ITの調達費用も運用費用も高くなるし、IT利用によるリスクも高くなる。そうすると、IT利用に対する幻想が拡大したり、過度におびえたりすることが発生し、ITの大衆化の利益享受が適切にはできなくなる。

私は、中堅企業（製造業）で情報リテラシイ向上活動を25年以上にわたって実施してきた。OAソフトの利用方法ではなく、IT用語の基礎知識、および、業務での応用の知識に重点を置いた。そして、初級シスアド試験、ITパスポート試験の合格者率を職場ごとに高める活動をした。もちろん、試験には会社の業務と関係ない知識も多く含まれるが、体系的な基礎知識が大きく役立った。そして、合格者率の高い職場では、IT利用の効果が上がっているし、トラブルも少ない。セキュリティ面でも対応レベルが高い。現在では、これに加えて情報セキュリティマネジメント試験の合格者率向上活動もしている。

勤務先は中堅企業とはいうものの、工場や事業所単位では中小事業者と同規模である。海外の子会社の多くも実質は中小事業者である。これらの事業所のIT活用力の差を作り出しているものが何であるかは、多くの社員の目には見えないかもしれない。それでも、IT活用力の底上げは企業の大きな力になっている。

（佐官眼智）

（このコラム文書は、投稿者の個人的な意見表明であり、ＳＡＡＪの見解ではありません。）

<目次>

2017.9

投稿　【　システム監査の新たな展開　】

会員番号 0557 仲厚吉　（会長）

ITは、その目指すものは、ITによるサービスの向上であり、情報セキュリティの目指すものは、リスクに対する安全性の向上です。システム監査人は、ITと情報セキュリティの進展にアンテナを正しく向けて情報を収集し必要な管理目的と管理策を策定して監査に当たる必要があります。また、システム監査人は、「ITガバナンス」の6原則と「情報セキュリティガバナンス」の6原則を原則にして管理目的と管理策を定める必要があります。

「ITガバナンス(JIS Q 38500:2015)」	「情報セキュリティガバナンス（JIS Q 27014:2015）」
責任	組織全体の情報セキュリティを確立する。
戦略	リスクに基づく取組みを採用する。
調達	投資決定の方向性を設定する。
パフォーマンス	内部及び外部の要求事項との適合性を確実にする。
適合	セキュリティに積極的な環境を醸成する。
人間行動	事業の結果に関するパフォーマンスをレビューする。

組織、事業者が、IT、情報セキュリティ、個人情報保護等のためにマネジメントシステムを運用している場合、マネジメントシステム監査を実施します。マネジメントシステム監査では、一般に、監査責任者のもとに監査員が自部門以外の部署をクロスチェックし､発見された不備について改善を指摘します｡場合によっては､専門的に組織内外のシステム監査人に監査を依頼することもあります。

「マネジメントシステム監査のための指針（JIS Q 19011:2012）」が発行されています。マネジメントシステム監査とは何かを体系的に知るため、マネジメントシステム監査に当たる監査責任者や監査員は、本指針を参照して監査に当たっていただきたいと思います。参照事例の一例を以下に示します。

用語	定義
監査 (audit)	監査基準が満たされている程度を判定するために、監査証拠を収集し、それを客観的に評価するための体系的で、独立し、文書化されたプロセス。
監査基準 (audit criteria)	監査証拠と比較する基準として用いる一連の方針、手順又は要求事項。
監査証拠 (audit evidence)	監査基準に関連し、かつ、検証できる、記録、事実の記述又はその他の情報。
監査所見 (audit findings)	収集された監査証拠を監査基準に対して評価した結果。
監査結論 (audit conclusion)	監査目的及び全ての監査所見を考慮した上での、監査の結論。

（出典：「マネジメントシステム監査のための指針（JIS Q 19011:2012）」日本規格協会発行）

また、同指針には、監査の原則が規定されています。監査の原則には、高潔さ、公正な報告、専門家としての正当な注意、機密保持、独立性、証拠に基づくアプローチの六つの原則が挙げられています。

<目次>

2017.9

【　エッセイ　】百物語

会員番号　0707 神尾博

江戸時代に隆盛を極め､現代でも好事家の間で催されている百物語｡闇夜にメンバが一同に会した部屋の中、100 本のロウソクを灯す。怪談を一話語り終えるたびに 1 本ずつ消していき、百話目の後には青行燈（あおあんどん）という妖怪が現れるという。実際、雰囲気を出すために、青い紙が貼られた行燈が用意されたとも伝えられている。

現代の青い光といえば、青色や白色の LED（Light Emission Diode）から発せられる「ブルーライト」。高エネルギー可視光線（HEV）とも呼ばれ、人間の肉体や精神に悪影響を及ぼすと言われている。そのひとつとして、加齢黄斑変性を始めとする視覚障害を引き起こすリスクが指摘されている。

もうひとつは睡眠障害。人間は周囲の明暗を感知することで、24 時間のサーカディアンリズム（概日周期）を確保している。これは視床下部の体内時計でコントロールされているが、特に就寝前の数時間にブルーライトを浴びすぎると、寝つきや睡眠の質が低下しやすいそうだ。免疫系や内分泌系への影響により、生活習慣病にもつながるという。

こうした健康被害への対策として、ブルーライトを低減する機能を搭載した、液晶テレビやディスプレイが普及し始めている。また PC の場合はパソコン用メガネや、Windows（OS）のモニタの色合い調整機能で対処できる。スマホは液晶保護フイルムが簡便だろう。概日周期に合わせて色や照度を自動制御する照明も、製品化されている。

一方で新技術の動きもある。従来の白色 LED は青色 LED をベースとしており、当然ブルーライトを発するが、2017 年には深紫色 LED を用いた、太陽光に近い発光の製品開発も発表されている。そもそもブルーライトは弊害ばかりではない。ブルーレイディスクという大容量リムーバブルメディアは、波長が短いため赤色 LED を利用した DVD 等に比べて、数倍の容量の情報の伝達が可能な青色 LED が、日本で発明されたからこそ実現した製品だ。

システム管理基準にも健康管理の項目があるが、ハイテクの魔物の災厄に遭わないためにも、パソコンやスマホの使用は百物語のような長時間というのは避け、業務上やむを得ない場合は相応の措置を施すべきだろう。

（このエッセイは、記事提供者の個人的な意見表明であり、SAAJ の公式見解ではありません。画像は Wiki より著作権保護期間満了後のものを引用しています。）

<目次>

2017.9

支部報告　【　北信越支部 2017 年度 新潟県例会・研究報告　】

会員番号　1281 宮本　茂明（北信越支部）

以下のとおり2017年度 北信越支部新潟県例会を開催しました。

・日時：2017年9月9日（土） 13:00-17:00　　参加者：７名

・会場：新潟市生涯学習センター 多目的ルーム１

・議題：　１．報告

「ＯＷＡＳＰ Hokushinetsu について」　　長棟　隆 氏

「『秘密情報の保護ハンドブック』について」　　宮本　茂明　氏

２．西日本支部合同研究会・北信越支部報告概要について

「中小企業が成長するためのシステム監査」　　清水　尚志　氏

◇報告：「『秘密情報の保護ハンドブック』について」

報告者 (会員番号　1281　宮本 茂明)

１．はじめに

営業秘密情報の視点から、秘密情報の保護と秘密情報の有効利用（有用性）のための情報管理について、『秘密情報の保護ハンドブック～企業価値向上にむけて～』（平成28年2月　経済産業省）が公開されている。営業秘密情報は、企業の競争力の源泉であり、企業における営業秘密情報をどう守るかに加え、どう攻める（利活用する）かも重要となる。新潟県例会では、このハンドブックの概要を紹介し、参加者の皆さんと意見交換を行った。

２．ハンドブックの概要

経済産業省から、不正競争防止法による営業秘密として法的保護を受けるために必要となる要件の考え方が、「営業秘密管理指針」（平成27年1月改訂）として示されている。この指針とあわせて、営業秘密として法的保護を受けられる水準を越えて、秘密情報の漏えいを未然に防止するための対策を講じたい企業に向けて、参考となる対策例がハンドブックとしてまとめられた。

ハンドブックでは、企業の実情に応じて対策を取捨選択できるものが紹介されるとともに、企業が有する秘密情報を事業活動の中で有効利用する点についてもふれており、情報の管理と有効利用とのバランスを考慮している。

ハンドブックの構成は、以下のようになっている。具体的事例も含め多くの管理策を例示し、参考資料として規程類、契約書類、訴訟手続書類等多くのひな形書類も例示している。

（１）保有する情報の把握・評価、秘密情報の決定

・　企業が保有する情報の全体像の把握

・　保有する情報の評価

・　秘密情報の決定

保護に値するものかどうかを判断。

保護に値するものであっても、その情報をより効果的に活用するための方法を検討。

特許権など権利化して他社にライセンスを行うものか、標準化を行うものかを検討。

（2）秘密情報の分類、情報漏えい対策の選択及びそのルール化

・　秘密情報の分類

情報の評価の高低の観点に加え、情報の利用形態、法令や他社との契約による特別の管理の観点から、別の対策を講ずる分類を実施。

・　分類に応じた情報漏えい対策の選択

情報に合わせた対策の選択と決定を効率よく実施できるよう以下の「５つの対策の目的」を設定し、対策を提示。

- 物理的・技術的な防御：「接近の制御」、「持出し困難化」
- 心理的な抑止　　：「視認性の確保」、「秘密情報に対する認識向上」
- 働きやすい環境の整備：「信頼関係の維持・向上等」

・　秘密情報の取扱い方法等に関するルール化

（3）秘密情報の管理に係る社内体制のあり方

・　経営層が関与し、秘密情報の管理の実施状況を定期的にチェックし、状況の変化に応じた見直しを行うことができる社内体制の整備

（4）他社の秘密情報に係る紛争への備え

・　自社情報の独自性の立証

情報が自社の独自情報であることを客観的に立証し、正当に自社の立場を守ることができるようにするため、平時から対策を実施。

・　他社の秘密情報の意図しない侵害の防止

他社情報の意図しない侵害が生じやすいと考えられる４つの場面（転職者の受入れ、共同・受託研究開発、取引の中での秘密情報の授受、技術情報・営業情報の売込み）を想定した対策検討。

（5）漏えい事案への対応

・　漏えいの兆候の把握及び疑いの確認

事前に情報漏えいにつながり得る兆候を把握し、その兆候を確認すること等を通じて、漏えいの疑いを確認し、速やかに対処することができる体制・社内ルールを構築。

・　初動対応

被害の拡大防止や企業イメージの保護、迅速かつ適切な法的措置のために、適切な初動対応（状況把握、被害検証）を実施。

・　責任追及

自社における被害回復と将来的な漏えいの抑止のため、徹底的な責任追及（刑事的措置、民事的措置、社内処分）を実施。

３．秘密情報管理の第三者点検について（所感）

企業の競争力を強化していくためには、営業秘密情報の保護と利活用のバランスをとり、それぞれの企業にとって最適な情報管理を行っていくことが重要であり、それを第三者の目から点検するシステム監査/アセスメントのアプローチも必要になってくると考える。

＜参考文献＞『秘密情報の保護ハンドブック～企業価値向上にむけて～』（平成28年2月　経済産業省）
http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html

以上

＜目次＞

2017.9

注目情報

■情報セキュリティ 10 大脅威　2017　（IPA）

（https://www.ipa.go.jp/security/vuln/10threats2017.html）

「情報セキュリティ 10 大脅威 2017」は、2016 年に発生した社会的に影響が大きかったと考えられる情報セキュリティにおける事案から、IPA が脅威候補を選出し、情報セキュリティ分野の研究者、企業の実務担当者などからなる「10 大脅威選考会」が脅威候補に対して審議・投票を行い、決定したものです。

昨年順位	個人	順位	組織	昨年順位
1位	インターネットバンキングやクレジットカード情報の不正利用	**1位**	標的型攻撃による情報流出	1位
2位	ランサムウェアによる被害	**2位**	ランサムウェアによる被害	7位
3位	スマートフォンやスマートフォンアプリを狙った攻撃	**3位**	ウェブサービスからの個人情報の窃取	3位
5位	ウェブサービスへの不正ログイン	**4位**	サービス妨害攻撃によるサービスの停止	4位
4位	ワンクリック請求等の不当請求	**5位**	内部不正による情報漏えいとそれに伴う業務停止	2位
7位	ウェブサービスからの個人情報の窃取	**6位**	ウェブサイトの改ざん	5位
6位	ネット上の誹謗・中傷	**7位**	ウェブサービスへの不正ログイン	9位
8位	情報モラル欠如に伴う犯罪の低年齢化	**8位**	IoT機器の脆弱性の顕在化	ランク外
10位	インターネット上のサービスを悪用した攻撃	**9位**	攻撃のビジネス化（アンダーグラウンドサービス）	ランク外
ランク外	IoT機器の不適切な管理	**10位**	インターネットバンキングやクレジットカード情報の不正利用	8位

（出典：IPA ホームページ）

<目次>

2017.9

【 協会主催イベント・セミナーのご案内 】

■SAAJ「(2017 年度)関東地区主催会員向け SAAJ 活動説明会」(東京・茅場町)（再掲）

日時	2017年10月21日(土) 13:30～19:00 （開場13:15） （交流会 1.5Hを含む。）
場所	NATULUCK茅場町新館　2階大会議室 〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町12-7兜町第3ビル
趣旨	関東地区において会員の皆様に、SAAJの各研究会・部会活動にご参加頂くための情報提供を目的に、昨年に引き続き、開催することになりましたので、ご案内いたします。 ２つのテーマでの無料セミナーとともに、交流会も予定しております。会員同士のコミュニケーションの場になりますので、ぜひご参加ください。参加された方には、受講証明書(4時間)をお渡ししています。 ※【関東地区】主催イベントですが、支部会員の皆様のご参加も歓迎します。
内容	1. SAAJの研究会及び部会からの活動内容説明：１時間 各研究会・部会の活動内容や参加メリット等について、主査等が説明を行います。 2. セミナー：3時間 （資料は、当日配布します。） (1)「発注サイドのプロジェクトマネジメントと監査」（1.5時間） 講師：プロジェクトマネジメントのシステム監査研究会主査　原田憲幸氏 (2)「ITガバナンスのアセスメントとシステム管理基準の見直しについて」（1.5時間） 講師：ＩＴアセスメント研究会主査　松枝憲司氏 3. 交流会：１.５時間 引き続き、同会場で行います。お飲み物と簡単なおつまみをご用意します。
参加費用	・活動内容説明・セミナー：　無料 ・交流会：　1,000円　　（当日、受付でお支払い下さい。）
定員	40名　　◇定員になり次第締切りますので、お早目にお申し込み下さい！◇
参加申込方法	・以下のURLからお申し込みください。 https://www.saaj.or.jp/kenkyu/Keizoku/keizoku20171021.html ◇お問合せ先：SAAJ活動説明会受付窓口　　E-mail：　welcome@saaj.jp

<目次>

2017.9

【 外部主催イベント・セミナーのご案内 】

■ISACA 東京支部　9 月例会

日時	2017年9月27日(水) 18:30～20:10 （受付開始18:00）
場所	(財)日本教育会館一ツ橋ホール 〒105-0011 東京都千代田区一ツ橋2-6-2　TEL 03-3230-2831
テーマ	先端テクノロジー適用におけるリスクマネジメント
講師	KPMGコンサルティング株式会社　シニアマネジャー KPMG FinTech推進支援室　メンバー 荒川 卓也　様
内容 概略	先端テクノロジーの最新動向ならびに先端テクノロジー（RPAやブロックチェーン等）を活用する際のリスクマネジメントの視点を紹介する。
参加 費用	ISACA会員：無料、SAAJ会員：￥1,000、非会員：￥3,000、
参加申 込方法	以下のURLからお申し込みください。 https://www.isaca.gr.jp/cgi-bin/education/monthly-j.cgi ◇申し込み期限：2017年9月22日(金) 17:00 但し、会場収容可能人数に達した場合、事前に締め切ります。

■システム監査学会　第 30 回公開シンポジウム

日時	2017年10月27日(金) 10:00～16:45
場所	機械振興会館ホール（東京都港区芝公園3-5-8 地下２階）
統一 論題	AI時代のシステム監査
定員	200名
参加 費用	会員：￥5,000、非会員：￥8,000 ※会員とはシステム監査学会の正／学生／賛助会員および、後援団体の会員をいいます。
参加申 込方法	以下のURLからお申し込みください。 http://www.sysaudit.gr.jp/sympo/2017_30_sympo_program.html ◇申し込み期限：なるべく10 月24日（火）までにお振り込みください。
問合先	システム監査学会　事務局 〒106-0032　東京都港区六本木1-9-9　　JIPDEC内 TEL　03-5860-7556 / URL:http://www.sysaudit.gr.jp/

■ **第３８回システム監査講演会（再掲）**

主催：情報システム・ユーザー会連盟

後援：特定非営利活動法人 日本システム監査人協会、日本セキュリティ・マネジメント学会

ＩＳＡＣＡ東京支部、システム監査学会、一般社団法人　日本内部監査協会

特定非営利活動法人 日本セキュリティ監査協会

日時：2017年10月11日（水）10:20 ～ 17:00 場所：きゅりあん（品川区立総合区民会館／東京・大井町） 参加費：5,000円／１名（消費税込）	
テーマ	『システム監査への AI(人工知能)適用とますます巧妙化するサイバーセキュリティ対策』
開催内容	詳細は下記をご覧ください。 https://www.it-user.hitachi.co.jp/BranchNews/CMS510.aspx?branchID=00&NewsNO=580
参加申込	下記、講演会参加申込フォームよりお申込みください https://www.it-user.hitachi.co.jp/

<目次>

2017.9

【 新たに会員になられた方々へ 】

新しく会員になられたみなさま、当協会はみなさまを熱烈歓迎しております。
協会の活用方法や各種活動に参加される方法などの一端をご案内します。

ご確認ください

・ホームページでは協会活動全般をご案内　http://www.saaj.or.jp/index.html
・会員規程　http://www.saaj.or.jp/gaiyo/kaiin_kitei.pdf
・会員情報の変更方法　http://www.saaj.or.jp/members/henkou.html

特典

・セミナーやイベント等の会員割引や優遇　http://www.saaj.or.jp/nyukai/index.html
公認システム監査人制度における、会員割引制度など。

ぜひご参加を

・各支部・各部会・各研究会等の活動。　http://www.saaj.or.jp/shibu/index.html
皆様の積極的なご参加をお待ちしております。門戸は広く、見学も大歓迎です。

ご意見募集中

・皆様からのご意見などの投稿を募集。
ペンネームによる「めだか」や実名投稿には多くの方から投稿いただいております。
この会報の「会報編集部からのお知らせ」をご覧ください。

出版物

・「情報システム監査実践マニュアル」「６か月で構築する個人情報保護マネジメントシステム」などの協会出版物が会員割引価格で購入できます。
http://www.saaj.or.jp/shuppan/index.html

セミナー

・月例研究会など、セミナー等のお知らせ　http://www.saaj.or.jp/kenkyu/index.html
月例研究会は毎月100名以上参加の活況です。過去履歴もご覧になれます。

CSA・ASA

・公認システム監査人へのSTEP-UPを支援します。
「公認システム監査人」　と「システム監査人補」で構成されています。
監査実務の習得支援や継続教育メニューも豊富です。
CSAサイトで詳細確認ができます。　http://www.saaj.or.jp/csa/index.html

会報

・会報のバックナンバー公開　http://www.saaj.or.jp/members/kaihou_dl.html）
電子版では記事への意見、感想、コメントを投稿できます。
会報利用方法もご案内しています。http://www.saaj.or.jp/members/kaihouinfo.pdf

お問い合わせ

・お問い合わせページをご利用ください。　http://www.saaj.or.jp/toiawase/index.html
各サイトに連絡先がある場合はそちらでも問い合わせができます。

<目次>

【　ＳＡＡＪ協会行事一覧　】　　赤字：前回から変更された予定			2017.9
2017	**理事会・事務局・会計**	**認定委員会・部会・研究会**	**支部・特別催事**
9 月	14：理事会	～　秋期 CSA・ASA 募集中　～9/30 迄 2:第 19 回「事例に学ぶ課題解決セミナー」 5：第 225 回月例研究会「IoT 時代のセキュリティを実現する 3 視点とシフトレフト」 14-15 & 28-29：第 30 回システム監査実務セミナー(日帰り 4 日間コース)	30：西日本支部合同研究会 in Fukuoka(福岡)
10 月	12：理事会	21:SAAJ 活動説明会（東京茅場町）	15：秋期情報処理技術者試験
11 月	9：理事会 13：予算申請提出依頼（11/30〆切） 支部会計報告依頼（1/6〆切) 18：2018 年度年会費請求書発送準備 25：会費未納者除名予告通知発送 30：本部・支部予算提出期限	11,18,25：秋期 CSA 面接 下旬：CSA・ASA 更新手続案内 〔申請期間 1/1～1/31〕 30：　CSA 面接結果通知	
12 月	1：　2018 年度年会費請求書発送 1：　個人番号関係事務教育 14：　理事会：2018 年度予算案 会費未納者除名承認 第 17 期総会審議事項確認 15：総会資料提出依頼（1/9〆切) 15：総会開催予告掲示 19：2017 年度経費提出期限	15：　CSA/ASA 更新手続案内メール 〔申請期間 1/1～1/31〕 26：秋期 CSA 認定証発送	
1 月	9：　総会資料提出期限 16：00 10：役員改選公示（1/25 立候補締切） 11：理事会：総会資料原案審議 27：2017 年度会計監査 30：総会申込受付開始（資料公表） 31：償却資産税・消費税申告	1-31：CSA・ASA 更新申請受付 19：　春期 CSA・ASA 募集案内 〔申請期間 2/1～3/31〕	6：支部会計報告期限
2 月	1：理事会：通常総会議案承認 27：法務局：資産登記、活動報告提出 理事変更登記 28：2018 年度年会費納入期限	1-3/31：CSA・ASA 春期募集 下旬：CSA・ASA 更新認定証発送	23：第 17 期通常総会 役員改選
	前年度に実施した行事一覧		
3 月	1：NPO 事業報告書、東京都へ提出 6：年会費未納者宛督促メール発信 9：理事会	1-31:　春期 CSA・ASA 書類審査 4:　事例に学ぶ課題解決セミナー(お茶の水) 11-12&25-26：システム監査実践セミナー 28：第 221 回月例研究会	
4 月	13：理事会 30：法人住民税減免申請	初旬：春期 CSA・ASA 書類審査 中旬：春期ＡＳＡ認定証発行 19：第 222 回月例研究会「サイバー攻撃被 を軽減するための研究開発と人材育成の 動向」	11：WindowsVistaSP2 サポート終了 15：近畿支部　第 56 回システム監査勉強会（大阪） 16：春期情報技術者試験
5 月	11：理事会	中旬：春期 CSA 面接 16：第 223 回月例研究会「企業 IT 動向調査 2017」	
6 月	4：年会費未納者宛督促メール発信 8：理事会 15：会費未納者督促状発送 15～：会費督促電話作業（役員） 30：支部会計報告依頼（〆切 7/14） 30：助成金配賦額決定（支部別会員数）	3：特別月例研究会「ＩＴガバナンスの国際 格（ISO/IEC 38500 シリーズ）と今後 の展開について」 中旬：春期 CSA 面接結果通知 22-23　システム監査実践セミナー(晴海) 下旬:　春期 CSA　認定証発送	認定 NPO 法人東京都認定日 （2015/6/3）
7 月	5：支部助成金支給 13：理事会	3：第 224 回月例研究会「IoT におけるサイ バー攻撃の実態とその対策」 下旬：秋期 CSA・ASA 募集案内	14：支部会計報告〆切
8 月	（理事会休会） 26：中間期会計監査	1：秋期 CSA・ASA 募集開始～9/30	

<目次>

2017.9

【 会報編集部からのお知らせ 】

1．会報テーマについて
2．投稿記事募集
3．会報 200 号及び SAAJ 創立 30 周年記念号について

□■ 1． 会報テーマについて

2017 年度の年間テーマは、「システム監査の新たな展開」です。四半期テーマは、2 月号から 4 月号が「技術革新とシステム監査」、5 月号から 7 月号までが「AI とシステム監査」でしたが、8 月号から 10 月号までは「システム監査とＩＴガバナンス」、11 月号は、会報 200 号記念号とし、会報テーマからはずし、12 月号から 2018 年 2 月号までは「システム監査人に求められる能力」です。皆様のご投稿をお待ちしています。

システム監査人にとって、報告や発表の機会は多く、より多くの機会を通じて表現力を磨くことは大切なスキルアップのひとつです。良識ある意見をより自由に投稿できるペンネームの「めだか」として始めたコラムも、投稿者が限定されているようです。また記名投稿のなかには、個人としての投稿と専門部会の報告と区別のつきにくい投稿もあります。会員相互のコミュニケーション手段として始まった会報誌は、情報発信メディアとしても成長しています。

会報テーマは、皆様のご投稿記事づくりの一助に、また、ご意見やコメントを活発にするねらいです。会報テーマ以外の皆様任意のテーマももちろん大歓迎です。皆様のご意見を是非お寄せ下さい。

□■ 2．会員の皆様からの投稿を募集しております。分類は次の通りです。

1．めだか　　：Word の投稿用テンプレート（毎月メール配信）を利用してください。
2．会員投稿　　：Word の投稿用テンプレート（毎月メール配信）を利用してください。
3．会報投稿論文：「会報掲載論文募集要項」及び「会報掲載論文審査要綱」をご確認ください。

□■ 会報投稿要項　（2015.3.12 理事会承認）

・投稿に際しては、Word の投稿用フォーム（毎月メール配信）を利用し、
　会報部会（saajeditor@saaj.jp）宛に送付して下さい。
・原稿の主題は、定款に記載された協会活動の目的に沿った内容にして下さい。
・特定非営利活動促進法第２条第２項の規定に反する内容(宗教の教義を広める、政治上の主義を推進・支持、又は反対する、公職にある者又は政党を推薦・支持、又は反対するなど)は、ご遠慮下さい。
・表紙の写真も、随時募集しています
・原稿の掲載、不掲載については会報部会が総合的に判断します。
・なお会報部会より、表現の訂正を求め、見直しを依頼することがあります。また内容の趣旨を変えずに、字体やレイアウトなどの変更をさせていただくことがあります。

□■ 3．会報 200 号、SAAJ 創立 30 周年

1．2017 年 11 月号が会報２００号にあたります。記念号を企画しています。

2．2018 年度に SAAJ 創立 30 周年記念号を企画します。

創立 30 周年記念の企画を順次ご案内させていただきますので、ご協力をお願い致します。

<目次>

2017.9

会員限定記事

【本部・理事会議事録】（会員サイトから閲覧ください。会員パスワードが必要です）

https://www.saaj.or.jp/members_site/KaiinStart

ログイン ID（8 桁）は、年会費請求書に記載しています。

■発行：認定 NPO 法人　日本システム監査人協会　会報編集部
〒103-0025　東京都中央区日本橋茅場町２－８－８共同ビル６F

■ご質問は、下記のお問い合わせフォームよりお願いします。
【お問い合わせ】　http://www.saaj.or.jp/toiawase/

■会報は、会員宛の連絡事項を記載し登録メールアドレス宛に配信します。登録メールアドレス等を変更された場合は、会員サイトより訂正してください。

https://www.saaj.or.jp/members_site/KaiinStart

■□■ＳＡＡＪ会報担当
編集委員：　藤澤博、安部晃生、久保木孝明、越野雅晴、桜井由美子、高橋典子
編集支援：　仲厚吉（会長）、各支部長
投稿用アドレス：　saajeditor ☆ saaj.jp　（☆は投稿時には@に変換してください）

<目次>